

## 品川区地域資源活性化事業補助金交付要綱

制定 平成29年3月23日 区長決定 要綱第61号

改正 平成31年1月9日 要綱第189号

改正 令和3年7月21日 要綱第229号

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の団体（商店街を除く）が、地域の観光資源等を活かしたイベントを実施することを支援し、地域のにぎわいの創出と来訪者の増加による地域の活性化を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱に基づく品川区地域資源活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請することができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 一般社団法人しながわ観光協会
- (2) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、町会・自治会
- (3) (2)に定める団体を構成員として含む、イベント事業を実施するために結成された実行委員会等

### (補助金の対象事業)

第3条 区長は、「補助対象者」が実施する観光に資するイベントで、次の各号に定める条件を満たす事業に対し、その事業に係る経費の一部として補助金を交付する。

- (1) 区のにぎわいを創出し、持続可能なイベント事業であること。
- (2) 来場者数見込みが3千人以上の規模であるイベント事業であること。

### (補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、別表1に掲げるものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、1事業の補助対象経費（限度額1千万円）に別表2の補助率を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、品川区地域資源活性化事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、補助金を交付することを適当と認めるときは、品川区地域資源活性化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該補助金交付対象者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

### (補助事業の内容変更等)

第8条 補助対象者は、事業の内容を著しく変更し、または補助事業を中止しようとするとき

は、あらかじめ品川区地域資源活性化事業補助金に係る事業の変更等承認申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、品川区地域資源活性化事業補助金に係る事業の変更等承認決定通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（遅延等の報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときまたは補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（非常災害の場合の処置）

第10条 区長は、補助対象者が非常災害等により被害を受けたため補助事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）または補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに品川区地域資源活性化事業補助金に係る事業の実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 区長は、前条の報告があった場合において、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区地域資源活性化事業補助金額確定通知書（第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助事業の実施に要した経費の額または交付決定した補助金の額のうち、いずれか少ない額とする。

（補助金の請求）

第13条 補助対象者は、前条の通知を受けた場合には、速やかに請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の概算払い）

第14条 補助対象者は、前条の規定にかかわらず、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第8号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、第13条の規定する補助金が確定したときは、速やかに補助金精算書（第9号様式）により精算しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助対象者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第10号様式）により区長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、区長は、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 区長は、補助対象者が次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部

または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

（契約の相手業者に対する処分）

第17条 前条に該当する行為に関与した請負または委託契約の相手業者は、その事実が判明したときから1年間、補助事業の契約の相手業者となることができない。

（補助金の返還）

第18条 区長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 区長は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金および延滞金）

第19条 区長は、第16条の規定により、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、納期日までに補助金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（資産処分承認等）

第22条 補助対象者は、当該補助金により取得した資産または効用の増加した資産（以下「取

得財産等」という。)について台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

- 2 補助対象者は、別に定める期日までの間、取得財産等のうち取得価格または効用の増加した価格が50万円以上のものを交付目的に反して使用し、貸し付け、譲渡し、交換し、または債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第11号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 区長は、前項の承認をした場合において、補助対象者に取得財産等の処分により収入があるときは、既に交付している補助金の額を限度として、当該収入の全部または一部を納付させることができる。
- 4 補助対象者は、補助事業の終了後5年間、常に補助事業の内容等を公開できるよう資料を整理しなければならない。

（補助金の経理等）

第23条 補助対象者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（検査）

第24条 補助対象者は、区長が補助事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

（適用）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年4月1日規則第4号）の規定を適用する。

（委任）

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、別に文化スポーツ振興部長が定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和3年7月21日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

区 分	適 用
施設を整備する事業に要する経費	
事業の周知に要する経費	
会場設営および運営委託に要する経費	
出演料、講演料	
その他諸経費	イベントに直接必要なものに限る

(参考) 補助対象外経費の例

区 分	適 用
補助対象者の人件費	
金券等購入費	
事租税公課	
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的経費等

別表 2 (第 5 条関係)

区 分	補 助 率
始めて実施するまたは実施 2 年目以内の事業	4 / 5
既存の事業で従前に実施していない新しい要素のイベント経費	
補助対象となって 2 年目の事業	3 / 5
従前に補助対象となっていない実施 3 年目以内の事業	
補助対象となって 3 年目の事業	2 / 5
従前に補助対象となっていない実施 4 年目以内の事業	
補助対象となって 4 年目の事業	1 / 5
従前に補助対象となっていない実施 5 年目以内の事業	

年 月 日

品川区長 へ

団体名

住所

代表者

品川区地域資源活性化事業補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業名

「

」

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 総事業費 金 円

(2) 補助対象経費額 金 円

(3) 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業実施計画及び補助金交付申請額算出内訳について

別紙のとおり

4 添付書類

(1) 企画書

(2) 積算内訳書又は見積内訳書

別紙（第6条関係）

(1) 補助事業内容

事業名	
実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
補助事業の目的	
期待される効果	
実施事業の内容規模等	

(2) 補助事業の経費の配分

(単位：円)

総事業費 a=c+d+e	補助対象経費 b	総事業費に係る負担区分		
		区補助金 c	補助対象者 負担分 d	事業受益者 負担分等 e

第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

品川区長

品川区地域資源活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった品川区地域資源活性化事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

補助事業に要する経費のうち、補助対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

総事業費	補助対象経費	補助金の額

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名  
住 所  
代表者

品川区地域資源活性化事業補助金に係る事業の変更等承認申請書

年 月 日付文書番号で当該補助金の交付決定の通知があった補助事業の内容を変更（\*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 変更（\*中止）の内容

3 変更（\*中止）の理由

第4号様式（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

品川区長

品川区地域資源活性化事業補助金に係る事業の変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった補助事業の内容の変更（\*中止）について、下記のとおり承認します。

記

1 事業名

\_\_\_\_\_

2 承認内容

3 付帯条件

品川区長 へ

団体名  
住 所  
代表者

品川区地域資源活性化事業補助金に係る事業の実績報告書

年 月 日付 品文文収第 号で交付決定通知のあった標記の事業が完了しましたので、品川区地域資源活性化事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

金 円

2 補助事業実績及び補助事業に要した経費について  
別紙のとおり

3 添付書類

- (1) 収支内訳書
- (2) 契約書の写し、契約額明細書又は内訳書
- (3) 請求書及び領収書等の写し（補助対象経費のみ）
- (4) 補助事業の成果物各種（完了届、納品書、PRパンフレット、報告書等）  
補助事業の実施状況写真

別紙（第11条関係）

(1) 補助事業の実績内容

事業名	
事業目的	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業主体の概要	名称 住所 代表者名 電話 Fax
補助事業の概要 (具体的事業内容)	
補助事業実施後の 効果	

(2) 補助事業に要した経費

(単位：円)

総事業費 a=c+d+e	補助対象経費 b	総事業費に係る負担区分		
		区補助金 c	補助対象者 負担分 d	事業受益者 負担分等 e

文 書 番 号  
年 月 日

団体名  
代表者

様

品川区長

品川区地域資源活性化事業補助金額確定通知書

年 月 日付品文収第 号で交付決定した補助金について、提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 補助金確定額

(1) 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名  
住所  
代表者

印

品川区地域資源活性化事業補助金請求書

年 月 日付品文収第 号で確定額の通知があった品川区地域資源活性化事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

\_\_\_\_\_

2 請求額

金 \_\_\_\_\_ 円

品川区長 へ

団体名  
住 所  
代表者

印

概算払請求書

年 月 日付品文収第 号をもって交付決定通知のあった品川区地域資源  
活性化事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 概算払請求理由

3 請求額 金 円

(内訳)

交付決定額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

年 月 日

品川区長 へ

団体名  
住所  
代表者

印

精算書

年 月 日付品文収第 号で確定額の通知があった事業が完了したので、  
下記のとおり精算します。

記

1 事業名

\_\_\_\_\_

2 精算額等

(1) 精算額（確定額）	金 _____ 円
(2) 交付決定額	金 _____ 円
(3) 概算払受領額	金 _____ 円
(4) 返還予定額	金 _____ 円
(5) 追給予定額	金 _____ 円

年 月 日

品 川 区 長 あて

団体名  
住 所  
代表者

年度品川区地域資源活性化事業補助金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う  
報告書

品川区地域資源活性化事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 \_\_\_\_\_
- 2 補助金額（確定額） 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地  
方消費税に係る仕入控除税額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 補助金返還相当額（項目 4 から項目 3 を引いた額）  
金 \_\_\_\_\_ 円

品 川 区 長 あて

団体名  
住 所  
代表者

印

財産処分承認申請書

品川区地域資源活性化事業補助金による取得財産等の処分について、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由